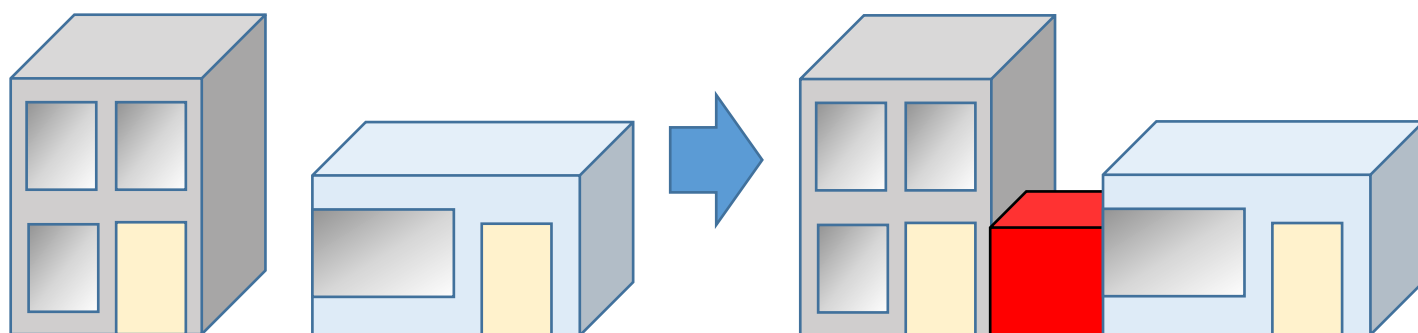


知らなかった！！

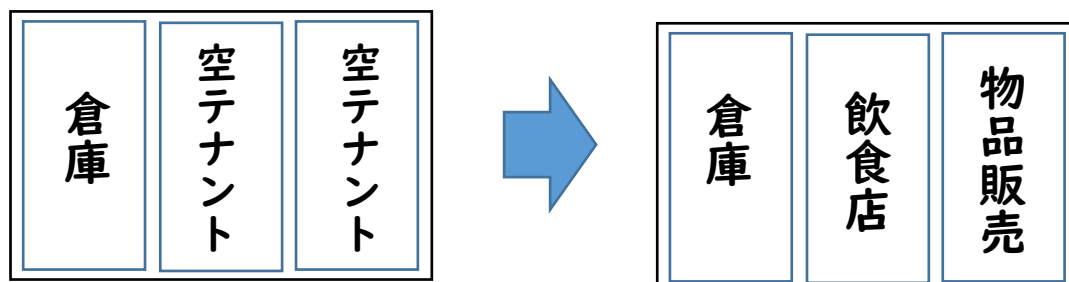
建物の増改築、テナントの入居、既存建物で事業を開始する場合は

まずは消防署に相談してください。

【例】雨よけのために渡り廊下や屋根を作った。



【例】新たなテナント入居による用途変更



用途変更に伴い新たに消防用設備の設置義務が生じることがあります。

重大な消防法違反の大半は、無届による増築、接続、または用途変更で発生しています。消防法令による消防用設備等は、建物構造、面積、用途、収容人員によって規制されます。

建物の増改築や消防用設備等の改修などをお考えの場合は、事前に最寄りの消防署へご相談ください。

問い合わせ先 伊賀市消防本部予防課

予防係 0595-24-9105 査察指導係 0595-24-9118